3　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例経営承継受贈者が、第七十条の七の五第二項第九号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定した場合又は免除された場合においても、特例贈与者からの贈与により取得した財産については、第一項において準用する同法第二十一条の九第三項の規定の適用があるものとする。

4　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例経営承継受贈者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、特例贈与者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第一項ただし書中「が、当該贈与者の死亡の日」を「が、同日」に改め、同項第一号中「を耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第一号を除き、以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第七十条の六の三」を「第七十条の六の五」に改め、同項第一号中「当該」を「同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地並びにこれらの」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　都市営農農地等　次に掲げる農地又は採草放牧地で平成三年一月一日において前号イからハまでに掲げる区域内に所在するものをいう。

イ　都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたもの並びに同法第十条第一項に規定する申出基準日までに同法第十条の二第一項の特定生産緑地（イにおいて「特定生産緑地」という。）の指定がされなかつたもの、同法第十条の三第二項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかつたもの及び同法第十条の六第一項の規定による指定の解除がされたものを除く。）

ロ　都市計画法第八条第一項第一号に掲げる田園住居地域（第五項第二号において「田園住居地域」という。）内にある農地（イに掲げる農地を除く。）

第七十条の四第四項中「その日」を「同日」に改め、同条第五項中「その日」を「同日」に、「又は告示」を「若しくは指定の解除又は告示」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について次に掲げる場合に該当したとき　当該買取りの申出があつた日又は当該指定の解除があつた日

イ　生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつた場合

ロ　生産緑地法第十条の六第一項の規定による指定の解除があつた場合

第七十条の四第五項第二号中「なつた場合」の下に「（当該変更により田園住居地域内にある農地でなくなつた場合を除く。）」を加え、同条第三十三項中「同項第一号」を「第一号イ」に改め、同条第三十七項中「当該十年を経過する日」を「同日」に改める。

第七十条の四の二第一項中「行つた場合において」を「行い」に、「ときに限り」を「場合には」に改め、同条第九項に次の一号を加える。

十二　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十八条第六項又は第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の六第一項中「第五項」を「次項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同項第一号中「を耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項第一号中「農業投資価格」の下に「（特例農地等に該当する農地、採草放牧地又は準農地につき、それぞれ、その所在する地域において恒久的に耕作又は養畜の用に供されるべき農地若しくは採草放牧地又は農地若しくは採草放牧地に開発されるべき土地として自由な取引が行われるものとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格として当該地域の所轄国税局長が決定した価格をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「係る前項第二号イ」を「係る第二項第二号イ」に、「前項の」を「第二項の」に、「当該前項第二号イ」を「当該同号イ」に、「同項第二号ロ」を「同号ロ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国税局長は、農業投資価格を決定する場合には、土地評価審議会の意見を聴かなければならない。

第七十条の六第六項を次のように改める。

6　第一項に規定する納税猶予期限とは、次の各号に掲げる農業相続人の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一　相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人　その死亡の日

二　相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに第七十条の四第二項第四号イに掲げる農地又は採草放牧地（イ及び第三十九項第四号において「生産緑地等」という。）を有する農業相続人（前号に掲げる農業相続人を除く。）　その死亡の日（相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後二十年を経過する日までの間に、当該農業相続人が相続又は遺贈により取得をした特例農地等のうち当該取得をした日において次に掲げる特例農地等であるものに係る相続税の全てについて、次項又は第八項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している場合にあつては、その死亡の日又は当該二十年を経過する日のいずれか早い日）

イ　生産緑地等（都市営農農地等に該当するものを除く。）

ロ　都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地（以下この条において「市街化区域内農地等」という。）以外のもの

三　相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに市街化区域内農地等以外のものを有する農業相続人（前二号に掲げる農業相続人を除く。）　その死亡の日（相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後二十年を経過する日までの間に、当該農業相続人が相続又は遺贈により取得をした特例農地等のうち当該取得をした日において市街化区域内農地等以外のものである特例農地等に係る相続税の全てについて、次項又は第八項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している場合にあつては、その死亡の日又は当該二十年を経過する日のいずれか早い日）

四　相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等の全てが市街化区域内農地等である農業相続人（第一号及び第二号に掲げる農業相続人を除く。）　その死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日

第七十条の六第七項中「その日」を「当該死亡等の日」に改め、同条第八項中「その日」を「当該死亡等の日」に、「又は告示」を「若しくは指定の解除又は告示」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について次に掲げる場合に該当したとき　当該買取りの申出があつた日又は当該指定の解除があつた日

イ　生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつた場合

ロ　生産緑地法第十条の六第一項の規定による指定の解除があつた場合